

戸田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業のご案内

ひとり親家庭の自立のため、就業に有利な高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、民間事業者が実施する試験対策講座を受講した際に受講料の一部を助成し、親及び子の学び直しを支援する事業です。

また、高卒認定試験に合格した場合は、合格時給付金を支給します。

対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信講座を含む）。ただし、高卒認定試験科目の免除となる単位を修得する講座で、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象外となります。

対象者

戸田市にお住まいのひとり親家庭の親及び子で、次の要件を満たす方。

児童扶養手当の支給を受けている、又は同様の所得水準にあること。

高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること。

過去に本制度を利用していないこと。

高等学校卒業生及び大学入学資格を取得していないこと。

市税等を滞納していないこと。

所得制限額（児童扶養手当と同額）

税法上の扶養人数	所得制限額（本人）	所得制限額（扶養義務者等）
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,500,000円
	以下1人増すごとに38万円を加算	



支給額

1. 受講修了時給付金

費用（入学金、受講料）の20%相当額（1円未満の端数は切り捨て）

個別に購入するテキスト代等は対象となりません。

20%相当額が4千円未満の場合は支給対象外です。上限は10万円です。

2. 合格時給付金

費用（入学金、受講料）の40%相当額（1円未満の端数は切り捨て）

個別に購入するテキスト代等は対象となりません。

上限は「受講修了時給付金」と合わせて15万円です。

例) 入学金 20,000 円、受講料 180,000 円するとき

$$(20,000 + 180,000) \times 20\% = 40,000 \text{ 円}$$

受講修了時給付金額

$$(20,000 + 180,000) \times 40\% = 80,000 \text{ 円}$$

合格時給付金額

裏面に申請方法等の記載があります

申請方法、手続きの流れ

1 事前相談 講座の申込み前に、こども家庭課において必ず事前相談（面談）を受けてください。遑っての申請はできません。

2 受講対象講座指定申請 受講対象講座指定申請書をこども家庭課へ提出してください。

必要書類

児童扶養手当証書の写し

受講を希望する講座のパンフレット等

印鑑

その他書類が必要になる場合があります。

児童扶養手当を受給していない方は、以下の書類をお持ちください。

戸籍謄本又は抄本（申請者及び児童のもの）

住民票の写し（世帯全員のもの）

前年の所得証明書（1～7月に申請する場合は前々年分）

3 受講対象講座指定通知 受講対象講座指定通知書がこども家庭課から送付されます。

4 指定講座受講 指定講座の申し込みをし、講座を受講してください。

5 受講修了時給付金支給申請 指定講座受講修了後、**30日以内**に給付金支給申請書を提出してください。

必要書類

受講対象講座指定通知書（上記3でこども家庭課から送付されたもの）

受講修了証明書（受講施設等の長が発行するもの）

入学金、受講料の領収書（受講施設等の長が発行するもの）の写し

申請者名義の預金通帳又はキャッシュカードの写し

印鑑

6 支給決定通知 支給 / 不支給決定通知書がこども家庭課から送付されます。

7 給付金の受給 支給が決定された場合、給付金が指定の口座に振り込まれます。

8 合格時給付金支給申請 文部科学省から合格証書が送付された後、証書に記載されている日付から **40日以内**に給付金支給申請書を提出してください。

必要書類

受講対象講座指定通知書（上記3でこども家庭課から送付されたもの）

文部科学省が発行する合格証書の写し

申請者名義の預金通帳又はキャッシュカードの写し

印鑑

9 支給決定通知 支給 / 不支給決定通知書がこども家庭課から送付されます。

10 給付金の受給 支給が決定された場合、給付金が指定の口座に振り込まれます。

【問い合わせ】 戸田市 こども家庭支援室 家庭児童相談担当

048 - 299 - 2816